

退 園 届

年 月 日

江戸川区長 殿

以下のとおり届け出ます。

※退園予定がある方は、保育課保育係(03-5662-0066)にご連絡ください。

| | |
|-------------|------------------|
| 保 護 者 住 所 | |
| 保 護 者 氏 名 ① | ふりがな 電話番号 () |
| 保 護 者 氏 名 ② | ふりがな 電話番号 () |

以下の理由により、保育施設を退園します。

| | | |
|-----------------|------------|-----------|
| 保 育 施 設 名 | 保育園・認定こども園 | |
| 退 園 す る 年 日 | 年 | 月 末 日 |
| 退 園 す る 児 童 氏 名 | 生 年 月 日 | ク ラ ス 年 齢 |
| ふりがな | . . | 歳クラス |
| ふりがな | . . | 歳クラス |
| ふりがな | . . | 歳クラス |

退園理由にチェックを入れ、記入してください。

江戸川区外へ転出のため ※教育・保育給付認定も同時に取下げとなります。



現在通園している保育施設へ、継続して通園を希望する(注1・2・3)。

転出(予定)年月日: _____ 年 月 日

転出先住所: _____

注1: 転出先の自治体で転出月中を期限とし、継続して通園するための申請が必要です。期限内に申請が完了しない場合、通園はできません。

注2: 継続して通園するためには通園要件が必要なため、当区および転出先自治体へ事前確認してください。

注3: 転出先の自治体により、給食費が別途発生(保護者負担)する場合があります。必ず裏面をご確認ください。

継続通園はしない。

自宅で保育可能なため

育児休業取得のため

諸事情のため

幼稚園・認可外施設等へ通園するため

主管課記入欄

| | | |
|----|----------|----|
| 受付 | 収受番号 | 登録 |
| | 受付園・受付者 | 入力 |
| | 父・母・他() | |

転出後、通園を継続される 3歳から5歳クラスの児童の給食費について

令和元年10月から「幼児教育・保育の無償化」に伴い、3歳から5歳クラスの児童の保育料が無料となっています。江戸川区では、給食費も区が負担し無料としています。ただし、江戸川区から転出され、区外から江戸川区内の保育園に通園する場合、転出先の自治体により、給食費の取り扱いが異なります。**通園を継続される場合、給食費を保育園または、江戸川区へ納付していただくことがありますので、詳細は、転出先の自治体へお問い合わせください。**

【自治体の種類】

- ①江戸川区と同様に自治体が負担し、給食費を無料とする自治体
- ②保護者から実費徴収する自治体

【給食費の金額および支払方法】

| 通園継続する保育施設 | 給食費の金額 | 支払方法 |
|--------------|-----------|-------------------------|
| 区立保育園 | 月額4,800円 | 納付書払い(江戸川区から毎月発行) ※ |
| 私立保育園・認定こども園 | 各保育園が定める額 | お通りの保育園へ お問い合わせください。 |

※お支払い方法は、金融機関または保育課窓口(江戸川区役所本庁舎)での納付書払いのみとなります。あらかじめご了承ください。支払期限は毎月月末(月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日)です。